

LIVING LIFE

住宅ローンの鉄人NEWS

新型コロナウイルスの影響による 各金融機関の住宅ローン返済についての対応

新型コロナウイルス拡散防止のために外出を自粛され
ご在宅の時間がかなり多くなっていることと存じますが
皆様いかがお過ごしでしょうか。

皆様におかれましても、感染への不安を抱きつつ仕事、学校、イベントなど、
日常生活に大きな影響が出ていることと思います。

また、経済状況の悪化に伴う収入の減少にお悩みの方も
いらっしゃるかと思います。

金融庁等からの要請もあり住宅ローンをお借りいただいている方で

**毎月の住宅ローンのお支払いにお困りの場合は
各金融機関の窓口でご相談に応じていただけます。**



株式会社リビングライフ
ローン課 課長
ファイナンシャルプランナー/宅地建物取引士
萩原 靖子

ご注意いただきたい点といたしましては返済期間の延長や返済額の軽減等行った場合は
延長した分の利息増加減額期間終了後は返済額及び総返済額の増加
また保証会社をご利用をされている場合には
追加保証料が発生する場合がございますので金融機関にご相談の際にご確認ください。
なお、いずれの場合も審査の結果ご希望に添えない場合もあります。

ご相談は、苦しくなってからではなく、苦しくなる前にされるのが効果的です。

新型コロナウイルスによる影響が長く続いておりますが
一日でも早い終息を願い、皆様ご自愛の上お過ごしください。

ご不安な場合・不明点がある場合はお気軽にローン課までお問合せください。

0120-076-616

◆フラット35(住宅金融支援機構)でお組みいただいている方◆

①返済期間の延長 ※対象となる条件があります。

返済期間を延長することで、毎月の返済額を減らすことができます。
詳しくは添付の住宅金融支援機構のホームページと窓口にご確認ください。

②一定期間の返済額の軽減

相談した期間内において、毎月の返済額を減らすことができます。

③ボーナス返済の見直し

ボーナス払いを利用している方はボーナス月や内訳の変更、ボーナスの取りやめのご相談ができます。

④団体信用生命保険特約料が年払いの方の払込期限の猶予

団体信用生命保険特約料を年払いされている方はお支払いの期限の猶予のご相談ができます。

◆上記以外の金融機関でお組みいただいている方◆

他の金融機関も、多くはお客様の実情に応じた対応となりますので
まずはお借入れいただいている金融機関・支店にご相談ください。

現在対応を打ち出している金融機関の資料をお付けいたします。
ぜひご確認ください。

●住宅金融支援機構 資料

「今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりご返済が困難になっているお客さまへ」

●住宅金融支援機構 資料

「新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまへ」

●アルヒ株式会社 資料

「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、住宅ローンご返済のサポートについて」

株式会社リビングライフ ローン課 課長
ファイナンシャルプランナー/宅地建物取引士
萩原 靖子

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により ご返済が困難になっているお客さまへ

住宅金融支援機構では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりご返済でお困りのお客さまに、引き続き安心して今後のご返済を継続いただくため、返済方法の変更メニューをご用意しています。
(返済方法の変更メニューは、同時に組み合わせることもできます。)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、返済が大変になった。

返済特例

返済期間の延長など

- 毎月の返済額を減らすことができます。
- 毎月の返済額は減少しますが、総返済額は増加します。

しばらくの間、返済額を減らして返済したい

中ゆとり

一定期間、返済額を軽減

- お客さまとご相談した期間内において、毎月の返済額を減らすことができます。
- 減額期間終了後の返済額及び総返済額が増加します。

ボーナス返済が負担になっている

ボーナス返済の見直し

- ボーナス返済月の変更
- 毎月分・ボーナス返済分の返済額の内訳変更
- ボーナス返済の取り止め

返済特例の概要

対象（以下の3つの項目全てにあてはまる方）

1. 経済事情や病気等^{※1}の事情により返済が困難となっている方
2. 以下の収入基準のいずれかを満たす方
 - (1) 年収が機構への年間総返済額の4倍以下
 - (2) 月収が世帯人数×64,000円以下
 - (3) 住宅ローン（機構に加え、民間等の住宅ローンを含む。）の年間総返済額の年収に対する割合（以下「返済負担率」という。）が、年収に応じて下表の率を超える方で、収入減少割合^{※2}が20%以上

年収	300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 700万円未満	700万円以上
返済負担率	30%	35%	40%	45%

3. 返済方法の変更により、今後の返済を継続できる方

さらに、現に失業中である方、または収入が20%以上減少した^{※2}方

返済期間の延長^{※3}

（最長15年^{※4}、完済時の年齢上限は80歳）

返済期間の延長^{※3}（最長15年^{※4}、完済時の年齢上限は80歳）

元金据置期間の設定（最長3年^{※4}）

※1 「経済事情」とは、倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減による減収などが該当します。また、自営業の方は、業績不振による倒産・廃業、受注減や売上減による減収などが該当します。
「病気等」とは、病気、事故によるけがや後遺症、高度障害、家族の発症による介護などによる減収・支出増が該当します。

※2 収入減少割合の計算は、原則として次の式によりますが、直近の収入見込み等による審査が可能な場合もございますので、ご相談ください。

$$\frac{(\text{前々年の収入額} - \text{前年の収入額})}{\text{前々年の収入額}} \times 100 (\%)$$

※3 融資の種別、年齢、金利等によって、あらかじめ最長の返済期間を定めています。返済期間の延長とは、この最長の返済期間を超えて延長することをいいます。

※4 過去に返済特例をお受けになられたお客さまにつきましては、過去に適用された延長期間（元金据置期間）と合わせて最長15年（最長3年）となります。

手続きの流れ

1 ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）または住宅金融支援機構各支店にご相談ください。

- ◆ お客さまの状況、ご希望についてご相談ください。
- ◆ おすすめの返済方法変更メニューをご提案し、返済予定額をご説明します。
- ◆ 返済方法変更の申請・契約に必要な書類等の説明を受けてください。

2 ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）に返済方法変更の申請をしていただきます。

- ◆ ご提出いただく書類
 - ・ 申請書
 - ・ ご本人（連帯債務者を含む。）の前年及び前々年の公的な収入証明書（ご提出が難しい場合は、ご相談ください。）
 - ・ その他金融機関から提出をお願いする書類

3 金融機関と機構で、適用が可能かどうかの審査をいたします。その結果を金融機関よりご連絡いたします。

- ◆ この審査は一定の時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

4 （適用が可能である場合）返済方法変更の契約を締結します。

- ◆ ご提出いただく書類
 - ・ 金銭消費貸借契約の変更契約証書
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ その他金融機関から提出をお願いする書類

ご注意

- 返済方法変更のご利用に当たっては、返済方法変更中及び変更期間終了後についてご返済の継続が可能であることを確認させていただきます。
審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 返済期間の延長につきましては、毎月の返済額が少なくなることにより毎のご返済の負担は軽減されます。しかしながら、返済期間を延長することにより利息負担額が増加し、その結果、総返済額は増加します。そのため、返済期間の延長を行った後に、お客さまのライフサイクルに応じて家計にゆとりができた場合には、いったん延長した返済期間を短縮することで、総返済額を抑えることができます。
詳しくは、ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）にお申し出下さい。
- 【フラット35】（保証型）の返済方法の変更については、ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）にご相談ください。

<参考> 機構への返済の他にも返済を抱え、お困りの方へ

機構の返済方法の変更を行っても、他にも返済を抱え返済の継続が難しいと思われる方は、個人版民事再生法[※]の適用について、弁護士など法律の専門家にご相談ください。

※ 個人版民事再生法とは、裁判所を通じて、負債を整理しながら生活を再建するための手続きを行うものです。
詳しくは、弁護士など法律の専門家にご相談ください。

～機構団体信用生命保険（共済）特約制度ご加入者のみなさまへのお知らせ～

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまへ

住宅金融支援機構では、今回の感染症が原因で機構団信制度の特約料の支払が一時的に困難となったお客さまに対し、ご本人からのお申出により払込期限の猶予措置を実施いたします。

○次のような方で、団信特約料の払込期限の猶予をご希望の方はお申出ください。

- 例 今回の感染症による影響により、
- ・特約料の支払が一時的に困難になった方
 - ・実質的に失業状態になった方
 - ・事業・勤務先に影響があり収入が減少した方

団信特約料の払込期限は、納付期日から起算して最長で6か月を経過する日の属する月の末日まで猶予することができます。

【ご注意】：猶予をお認めする際に個別にお知らせする期限までの払込みが条件となります。

照会先

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（団信専用ダイヤル）（通話無料）

0120-0860-78

受付時間 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く。）

ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、次の番号におかけください（通話料金がかかります。）。

048-615-3311

～お詫び～

「特約料振替えのご案内」等のお知らせは、払込猶予措置のご希望の有無にかかわらず通常どおり発送しておりますので、あしからずご容赦願います。

《個人情報の取扱いについて》

（独）住宅金融支援機構は、機構団体信用生命保険（共済）特約制度による債務弁済充当（委託）契約（以下「本契約」といいます。）に関する払込猶予措置適用の申出に基づき、または関連して入手する個人情報（氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、健康状態、ローン情報等）を、本契約の継続・維持管理、保険金請求、債務弁済、統計等の分析、その他本契約に関連・付随する業務に利用します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも引き続き（独）住宅金融支援機構において上記に準じ個人情報が取り扱われます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、 住宅ローンご返済のサポートについて

この度の新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けたお客さまには、心からお見舞い申し上げます。

1. 住宅ローンのお支払いのご相談について

当社は、住宅ローンのご返済中で、今回の新型コロナウイルス感染症に感染した、あるいは経済的に大きな影響を受けたお客さまに対し、以下のご相談窓口を設けております。

お問い合わせ窓口	電話番号
ARUHIカスタマーサポートセンター	0120-353-793 【受付時間】 平日 10:00～19:00 土日祝日 10:00～17:30

当社は、新型コロナウイルスの影響により、可能な範囲での在宅勤務、時差出勤や出勤社員の制限による席間隔の確保などの対策を実施しています。そのため、受付時間内でも電話のつながりにくい場合がございます。お客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

※以下のお問い合わせフォームでもご相談いただけます。

◆現在ご返済中の方の問い合わせフォーム

https://www.aruhi-corp.co.jp/contact/voice.html#ct_repay

2. 住宅ローンの借り換えについて

今後の経済の不透明感もあり、家計の大きな比率を占める住宅ローンの毎月の支出を見直したい、というお客さまに対し、急速「ARUHIダイレクト（Web借換申込／Web本申込）Web割引」のご提供を2020年4月1日より開始しました。不要不急の外出の自粛が求められる中、Webでのお申し込み、およびご契約が可能です。

事務手数料が割引となります。詳細は以下のページをご確認ください。

「ARUHIダイレクト（Web借換申込／Web本申込）Web割引」開始のお知らせ

<https://www.aruhi-corp.co.jp/info/topics/2020/i0401-0001.html>

ARUHIは、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けたお客さまの家計を応援すべく、新たなご提案を検討中です。

今後もARUHIは、「カスタマーファースト」を行動指針とし、お客さまが安心して暮らせるよう、ユニークな商品・サービスの提供を通じてお手伝いいたします。